【様式】

租税特別措置等に係る政策の事後評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			先物取引の差金等決裁に係る損失の繰越控除
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	―
		②	上記以外の税目	所得税：外、個人住民税：外
3	内容			《制度の概要》 先物取引（商品先物取引、金融商品先物取引等）における差金等決済をした場合であって、純損失が生じている場合は、それについて3年間の繰越を可能とする。
				《関係条項》 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 15
4	担当部局			経済産業省商務・サービスグループ商品市場整備室
5	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和8年8月 分析対象期間：令和3年度～令和7年度
6	創設年度及び改正経緯			平成 15 年創設
7	適用期間			恒久措置
8	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 消費者が安心して取引できる市場環境を整備することにより、個人投資家の参入を促し、商品価格形成機能やリスクヘッジ機能等の本来商品先物市場が有する機能を強化し、国民経済の健全な発展を達成する。
				《政策目的の根拠》 〇日本再興戦略 2016（平成 28 年6月2日閣議決定）（抜粋） Ⅱ 生産性革命を実現する規制制度改革 2－2．活力ある金融・資本市場の実現 （1）新たに講ずべき具体的施策 ⅰ）成長資金の供給に資するポートフォリオ・リバランスの促進と市場環境の整備等 ⑤金融資本市場の利便性向上と活性化 ・市場参加者の利便性の向上や日本の取引所の国際競争力の強化といった観点から、引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG 先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	1．経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	商品先物市場は、個人投資家の資産運用の場としての側面も有していることから、個人投資家の税負担の公平性、中立性を確保することによって、個人投資家が商品先物市場に、より投資しやすい環境を整備する。

<table>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>こうした環境整備により、個人投資家の商品先物市場への参入を促し、個人投資家からの資金がより流入するような流動性に富んだ商品先物市場の形成を図る。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>④</td><td>政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与</td><td>本措置により、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入しやすくなることから、市場の流動性が高まり、もって商品先物市場の有するリスクヘッジ機能、公正な価格形成機能等の機能が十分に発揮されることに寄与する。</td></tr>
<tr><td>9</td><td>有効性等</td><td>①</td><td>適用数</td><td>【適用数試算】
<table><tr><td></td><td>令和
3年度</td><td>令和
4年度</td><td>令和
5年度</td><td>令和
6年度</td><td>令和
7年度</td></tr><tr><td>適用数
（万人）</td><td>０．５</td><td>０．６</td><td>０．６</td><td>０．８</td><td>０．９</td></tr></table>
【算定根拠】
複数年にわたって継続して取引している委託者のうち、各年度の損失者数（※1）に、確定申告・損失申告割合（※2）を乗じて試算した。

※1：各年度の損失者数は、農林水産省・経済産業省「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」より算出。
※2：確定申告・損失申告割合は、平成 16 年度～平成 28 年度までの「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関する調査報告書（日本商品先物振興協会が実施）」の数値の平均値から算出。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>②</td><td>適用額</td><td>【適用額試算】
<table><tr><td></td><td>令和
3年度</td><td>令和
4年度</td><td>令和
5年度</td><td>令和
6年度</td><td>令和
7年度</td></tr><tr><td>適用額
（億円）</td><td>31</td><td>29</td><td>23</td><td>33</td><td>150</td></tr></table>
【算定根拠】
納税免除額及び確定申告割合から試算した。
なお、確定申告割合は、確定申告・損失申告割合（※1）及び利益者割合（※2）から推計した人数ベースの割合であり、納税免除額が利益者間に均等に分布すると仮定して適用額を試算した。

※1：確定申告・損失申告割合は、平成 16 年度～平成 28 年度までの「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関する調査報告書（日本商品先物振興協会が実施）」の数値の平均値から算出。
※2：利益者割合は、農林水産省・経済産業省「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」より算出。</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>③</td><td>減収額</td><td>【減収額試算】

➢ 国税
<table><tr><td></td><td>令和
3年度</td><td>令和
4年度</td><td>令和
5年度</td><td>令和
6年度</td><td>令和
7年度</td></tr><tr><td>減収額
（億円）</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>5</td><td>23</td></tr></table></td></tr>
</table>

➢　地方税

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
減収額 （億円）	2	1	1	2	8

【算定根拠】
国税は、納税免除適用額に税率15%を乗じて算出した。
地方税は、納税免除適用額に税率5%を乗じて算出した。

④　効果

《政策目的（8①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）の実現状況》

対令和3年比で、個人投資家数及び個人投資家による投資額は増加傾向にあり、それに伴って、我が国の商品先物取引金額も増加、商品先物市場の流動性が高まりつつあることから、商品先物市場の有するリスクヘッジ機能、公正な価格形成機能等の機能強化への一定の寄与が認められる。

	個人投資家数 （人）	対令和 3年比	個人投資家による投資額 （兆円）	対令和 3年比	我が国の商品先物取引金額 （兆円）	対令和 3年比
令和3年	17,590	100.0	12	100.0	24	100.0
令和4年	17,231	98.0	25	208.3	33	137.5
令和5年	15,962	90.7	17	141.7	24	100.0
令和6年	30,640	174.2	34	283.3	40	166.7
令和7年	36,538	207.7	66	550.0	77	320.8

【商品先物市場における個人投資家数、個人投資家の投資額、商品先物取引金額の対令和3年比】

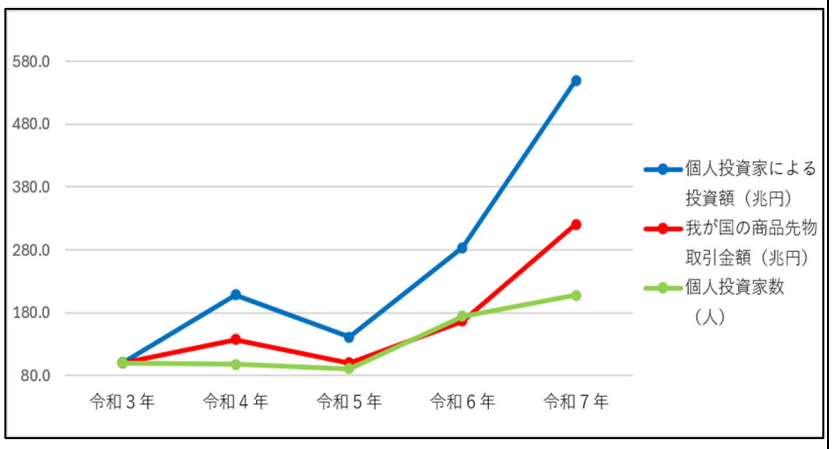

【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】
令和3年度～令和7年度「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」報告書

				《租税特別措置等により達成しようとする目標（8③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 損失を翌年以後 3 年間繰り越して控除できることにより、各年度、5,000 人～9,000 人の適用者がおり、令和3年～令和7年の 5 年間で、国税は40億円、地方税は14億円の税負担が軽減されており、個人投資家の商品先物市場への参入の増加、個人投資家からの資金流入の増加が認められる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 「商品先物取引に関する委託者等の実態調査」報告書及び「金融所得一体課税が商品先物取引に与える影響に関する調査報告書」
				《適用数（9①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤	税収減を是認する理由等	本制度により、個人投資家が商品先物市場に投資しやすい環境が整備され、個人投資家から商品先物市場へ資金が流入することによって、リスクヘッジ機能や公正な価格形成機能等が保たれている。
10	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	個人投資家の税負担の公平性、中立性の確保を目的としているところであり、当該目的の達成のためには、幅広く投資家が利用できる本税制措置により行うことが妥当である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	他の支援措置との関係はない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	―
11	有識者の見解			―
12	評価結果の反映の方向性			引き続き本税制措置の実施により、消費者が安心して取引できる市場環境を整備する。
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和3年8月